

○運輸省告示第二百二十号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に変更があつたので、昭和三十一年運輸省告示第三百三十三号（自動車損害賠償保障法施行令に基づき、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを朝日火災海上保険株

式会社等に委託した件）の一部を次のように改正する。

平成十二年五月二日

運輸大臣 二階 俊博

「セコム東洋損害保険株式会社」を「セコム損害保険株式会社」に改める。